

第591回茨城県内水面漁場管理委員会 次第

日時：令和3年11月22日（月）

午後2時から

場所：茨城県水戸合同庁舎5階会議室兼厚生室

1 開 会

2 あいさつ

3 出席委員報告

現員 名、出席委員 名、欠席委員 名

4 議事録署名人の選出について

委員 委員

5 議 題

第1号議案 しらすうなぎ特別採捕許可について（諮問）

6 報告事項

（1）採捕の許可について（ばらまき網・流しさし網・かにかご・かに網）

7 そ の 他

8 閉 会

漁諮問第13号

茨城県内水面漁場管理委員会

しらすうなぎの特別採捕について、別紙のとおり許可したいので、茨城県内水面漁業調整規則（令和2年茨城県規則第74号）第41条第9項の規定により意見を求める。

令和3年11月12日

茨城県知事

大井川 和彦



別 紙

諮詢の内容

1 許可申請者

茨城県神栖市波崎新港 9 番地 はさき漁業協同組合 代表理事組合長 才賀 正紀
 茨城県神栖市日川 3744 番地 常陸川漁業協同組合 代表理事組合長 多田 悅章

2 許可の理由

増養殖用の種苗の供給のため

3 許可の内容

許可をしようとする者	はさき漁業協同組合	常陸川漁業協同組合
適用を除外する事項	茨城県内水面漁業調整規則 ・第 30 条第 1 項第 4 号（漁具制限：ふくろ網） ・第 33 条（全長制限） ・第 35 条（目合制限）	茨城県内水面漁業調整規則 ・第 30 条第 1 項第 1 号（漁具制限：ひき網） ・第 33 条（全長制限） ・第 36 条（漁具使用期間制限：火光利用すくい網） ・第 37 条第 2 項（禁止区域）
採捕する水産動植物の種類及び数量	しらすうなぎ 6,000 kg以内	しらすうなぎ 200 kg以内
採捕の期間	令和 3 年 12 月 1 日から 令和 4 年 4 月 30 日まで	令和 3 年 12 月 1 日から 令和 4 年 4 月 30 日まで
採捕の区域	茨内共第 1 号共同漁業権の漁場区域	茨内共第 2 号共同漁業権の漁場区域
使用する漁具及び漁法	ふくろ網のうち掛ぶくろ網 47 カ統	ひき網 16 カ統 すくい網のうち火光利用すくい網 46 カ統
採捕に従事する者の氏名及び住所		ひき網 すくい網
使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数		46 隻
許可の有効期間	令和 3 年 12 月 1 日から 令和 4 年 4 月 30 日まで	42 隻
		令和 3 年 12 月 1 日から 令和 4 年 4 月 30 日まで

4 許可の条件

- (1) 特採許可を受けた者は、採捕従事者に対し、顔写真を貼付した別記様式第1号の特別採捕従事者証（以下「従事者証」という。）を交付しなければならない。
- (2) 採捕従事者は、特別採捕に際しては前号の採捕従事者証を携帯しなければならない。
- (3) 採捕する場合には、別記様式第2号のゼッケンを着用しなければならない。
- (4) 特採許可を受けた者は、知事が採捕の状況について中間報告を求めた場合、これに応じなければならない。
- (5) 特採許可を受けた者は、知事が出荷先及び出荷数量について報告を求めた場合、これに応じなければならない。
- (6) 船舶の航行を妨げてはならない。
- (7) 許可を受けた者あるいは採捕従事者又は採捕補助者（以下「採捕従事者等」という。）が茨城県内水面漁業調整規則第10条第1項各号のいずれかに該当することとなったときは、この特採許可を取り消すことがある。
- (8) 採捕従事者等が特採許可の内容に違反したときは、この特採許可の全部又は一部を取り消し、又は制限することがある。
- (9) この特採許可により採捕したうなぎ種苗については、輸出貿易管理令に基づく場合を除き、国外への輸出を禁じる。
- (10) 国内全ての養殖場におけるほんうなぎ池入量が国告示の上限数量に達し、国よりしらすうなぎの採捕を停止する措置を求められた場合には、これに応じなければならない。
- (11) 掛ぶくろ網1張りの規模は、袖網の片袖が仕立上がり全長18メートル以内、ふくろ網の仕立上がりが全長9.5メートル以内とし、5張りをもって1カ統とする（はさき漁業協同組合の許可に対する漁具の制限）。
- (12) ひき網1カ統の規模は、仕立上がり全長10メートル以内のものとし、網口枠は縦1.5メートル、横4.5メートル以内のものとする。（常陸川漁業協同組合の許可に対する漁具の制限）。

様式第2号



様式第1号

令和 年度 ○○○特別採捕従事者証

1 従事番号 第 号

2 使用漁具及び統数

3 使用船舶 (1) 船名 (2) 漁船登録番号 (3) 総トン数
(4) 推進機関の種類及び馬力数

4 採捕従事者及び採捕補助者

	住 所	氏 名	年 齢 性 別	写 真
採捕従事者				
採捕補助者				

5 採捕の区域

6 採捕従事期間

7 採捕従事条件

- (1) 採捕従事者は、特別採捕に際しては採捕従事者証を携帯しなければならない。
- (2) 採捕に際しては、船舶の航行を妨害してはならない。
- (3) 採捕従事者又は採捕補助者が特採許可の内容に違反したときは、この特採許可の全部又は一部を取り消し、又は制限することがある。
- (4) 採捕する場合には、別記様式第2号のゼッケンを着用しなければならない。

令和3年10月26日

うなぎ資源保護対策計画書

はさき漁業協同組合
代表理事組合長 才賀正紀

当組合は、しらすうなぎの特別採捕を行うにあたり、次の管理を行うことにより、うなぎ資源の持続的利用を図ることとする。

1. 休漁日について

12月1日から4月30日の採捕許可期間中、月に4日の休漁日を設ける。

年末12月31日から翌年1月2日の操業については、全船出漁するのではなく、班編成による交体制とする。

その他荒天時においては、全船休漁とする。

2. 操業隻数について

47隻

3. 増殖対策について

(1) 種苗の放流

令和3年度 400kg (予定)

(2) うなぎの資源保護対策

1月～12月の間（周年）親うなぎの採捕を行わない。万が一、しらすうなぎ特採期間中に親うなぎが混獲された場合には、混獲された親うなぎを、はさきしらすうなぎ協議会で買取り、放流を行う。

平成13年度よりうなぎの資源管理の観点から種うなぎ特採申請を行っていないことから、引き続き申請を行わない。

4. その他

(1) 河川環境の保全

ゴミ収集箱の設置・管理を行い、漁場の環境保全を図る。

令和 3年 11月 | 日

うなぎ資源保護対策計画書

常陸川漁業協同組合

代表理事組合長 多田悦章

当組合はしらすうなぎの特別採捕を行うにあたり、次の保護対策を行うことにより、うなぎ資源の持続的利用を図ることとする。

1. 操業隻数について

特別採捕期間中、常陸川区域における操業については交代制とし、

1日あたりの上限隻数を9隻とする。

2. 増殖対策について

(1) 種苗の放流

令和3年度 自主放流 40k g

(追加放流 5k g)

(前年度 40k g 放流)

(2) 親うなぎの保護対策

9月から10月の間、うなぎの採捕を行わない。

3. 漁場の管理を行い、環境保全を図る。

3水管第1692号
令和3年10月8日

都道府県知事殿

水産庁長官

令和4年漁期におけるウナギの持続的利用のための資源管理の推進について

内水面漁業の振興に関する法律（平成26年法律第103号。以下「内水面振興法」という。）第26条に基づく農林水産大臣の許可制度のもと、うなぎ養殖業については、シラスウナギの池入数量の制限を行っていること及び国際的にウナギの資源管理に取り組んでいることから、シラスウナギの採捕は、この状況を踏まえた措置を講じる必要がある。

また、今般の漁業法（昭和24年法律第267号）改正において、特定水産動植物採捕の罪等が創設されるなど大幅に罰則が強化されていることなどを踏まえ、より一層、関係機関と緊密な連携を図り、徹底した指導・取締りを行っていく必要がある。

加えて、産卵に向かう下りウナギの採捕の制限を推進することとし、海面でウナギを採捕する漁業を含めて、ウナギを採捕する漁業者の全てが資源管理に関わる体制を作っていく必要がある。

以上を踏まえ、各都道府県におかれましては、関係者による資源管理対策に係る話し合いと検討を加速させるとともに、令和4年漁期におけるシラスウナギの特別採捕許可の運用については別紙1、ウナギの漁獲抑制及び増殖義務の履行については別紙2を踏まえて対応することとして、関係者に対し指導されたい。

令和4年漁期におけるシラスウナギ採捕に係る特別採捕許可の運用について

1 シラスウナギ採捕数量報告の適正化について

令和2年12月に特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律(令和2年法律第79号。以下「水産流通適正化法」という。)が成立し、令和4年12月までに施行されることとなっている。この法律は、違法に採捕された水産動植物の流通を防止するため、採捕者による漁獲番号の記録及び取扱事業者間における情報の伝達並びに取引記録の作成をすることにより特定の水産動植物の流通の適正化を図るものである。シラスウナギについては、密漁や採捕数量の未報告・過少報告が問題となっていることから、同法における規制の対象となる特定第一種水産動植物として定めることが検討されている。

採捕数量の未報告・過少報告の要因について、密漁だけではなく、特別採捕許可の運用において、採捕数量の上限が自県の池入数量を下回るほど過度に制限されているなど、正確な採捕数量の報告が行われにくい規制をしていることが指摘されていることから、水産流通適正化法における規制の運用及び知事許可漁業への移行も見据え、採捕・流通の実態を正確に把握し、現行の特別採捕許可の運用に問題がないかを検証されたい。

については、令和4年漁期(令和3年11月1日～令和4年10月31日)の特別採捕許可の運用においては、以下の措置を講じられたい。

なお、特別採捕許可の運用を見直す際には、採捕者、うなぎ養殖業者、内水面漁業者等で構成される協議会を設けることなどにより、関係者間の調整を図ることについても留意されたい。

- (1) 採捕数量と出荷先ごとの出荷数量についての定期的な報告を採捕者に義務付けること。
- (2) 採捕数量の報告を徹底するため、正しく報告を行わなかった者に対して翌年漁期の特別採捕許可を行わないことを原則とすること。
- (3) 採捕者数について管理が行き届く範囲内の妥当な人数とすること。
- (4) 都道府県内においてシラスウナギの安定的な採捕が見込まれるにもかかわらず、採捕の上限が当該都道府県下の養殖場の池入れに必要な数量よりも相当程度低く設定されているようなケースは、未報告や過少報告を発生させる要因にもなる。

のことから、採捕されたシラスウナギを当該都道府県内の養殖用種苗の供給に限定している場合には、採捕数量の上限を当該都道府県下の養殖場のニホンウナギの池入れに必要な数量を満たすものとすること。

また、当該都道府県下の池入数量以上の採捕が見込まれる都道府県においては、供給先を当該都道府県内の供給に限定する必要はなく、採捕数量の上限を定める必要もない。

- (5) シラスウナギの正確な採捕報告を担保するため、採捕した種苗の一次出荷先をあらかじめ指定する場合には、当該出荷先に出荷することを遵守させること。
- (6) 特別採捕許可を受けた採捕者が指定された出荷先以外に、より高い価格で販売し、

その分を報告しない、過少報告するなどが指摘されている。このことから、都道府県において指定された出荷先への販売価格を設定している場合において、その設定価格が、市場価格に比べて低いときには、そのことが未報告や過少報告を発生させる要因となっていないか再点検し、必要な運用の見直しを行うこと。

なお、価格決定の体制及びその価格が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に違反するものとならないよう十分留意されたい。

2 採捕期間について

特別採捕許可の期間は、原則として、令和 3 年 12 月 1 日から令和 4 年 4 月 30 日までの間で設定することとし、養殖用種苗の需要見込み量を勘案する一方で、ウナギ資源の保護に必要な河川遡上量の確保の観点から、適切な期間を設定されたい。

なお、土用丑の日の前後の需要期における養殖ウナギの安定供給のため早期にシラスウナギが必要となる場合には、採捕開始時期を 12 月 1 日より前に設定して差し支えないが、前倒しする期間を上回る許可終了時期の繰上げを行うとともに、漁業調整上の問題を惹起しないよう、隣接する漁場を管轄する関係都道府県と事前に十分調整すること。

3 シラスウナギ採捕の停止措置について

日本国内における、内水面振興法第 26 条に基づく、うなぎ養殖業における池入数量の制限に加え、令和 3 年 1 月からは国内の池入数量が一定以上となった場合には、台湾、韓国に対する輸出を認めることとなつた。

このことから、国内全ての養殖場のニホンウナギの池入数量が令和 4 年漁期の池入数量の上限 (21.7 トン) に達すると見込まれる場合であって、輸出に向けられるシラスウナギの需要量が満たされたと水産庁が判断し、都道府県に通知した場合には、知事がシラスウナギの採捕を停止できる規定を設けられたい。

4 採捕に関する指導・取締りについて

シラスウナギの採捕、流通、輸出等の実態把握を行い、採捕数量報告の未報告又は過少報告が生じないよう適切な指導を行うとともに、取締りを徹底されたい。

また、密漁対策として、

- ・許可を受けた採捕者及び採捕従事者名簿の届出
- ・許可を受けた採捕者及びその従事者を確認できる写真付き証明書の発行
- ・現場で確認できるワッペンや帽子等の着用
- ・採捕に関する記録（従事者名簿、実施計画・結果等）の簿冊の備付け
- ・採捕従事者証を発行する場合には、従事者証紛失時の届出義務や従事者でなくなった場合の回収

等の措置を積極的に検討すること。

ウナギの漁獲抑制と第五種共同漁業権対象魚種としてのウナギの増殖義務の履行について

1 産卵に向かうウナギの漁獲抑制

産卵のため河川から海に下るウナギの保護については、地域ごとの話し合いを進めていた結果、内水面漁場管理委員会指示や海区漁業調整委員会指示による禁漁期間の設定、漁業者の自主的措置による禁漁期間の設定や再放流等の取組が各地で実施されているものの、まだ一部の地域にとどまっており十分とはいえない。

平成30年7月、全国内水面漁場管理委員会連合会と全国内水面漁業協同組合連合会が連携して、全国の内水面において下りウナギの保護に取り組む方針を共同決議したところであり、下りウナギの保護が確実に全都道府県で実施されるよう、未実施の都道府県におかれでは、都道府県内における関係者による話し合いを更に促進されたい。

2 海面におけるウナギの漁獲抑制

ウナギは内水面のみならず沿岸域にも生息しており、海面においてもその採捕が行われている。ウナギの持続的利用のための資源管理においては、内水面のみならず海面を含めてウナギを採捕する漁業者の全てが一定の役割を果たしていくことが必要である。

については、近年、内水面においてウナギの資源管理の取組を強化してきていることを踏まえて、海面においても、まずは内水面における下りウナギの保護の効果を損なわないようにするために、再放流等による下りウナギの保護や、下りウナギを対象とした漁業の自粛など資源管理の強化に向けて、関係者による話し合いを促進されたい。

3 第五種共同漁業権対象魚種としてのウナギの増殖について

第五種共同漁業権の免許を受けた漁業協同組合（以下「漁業権者」という。）は、漁業法第168条の規定により増殖を行う必要があり、ウナギを漁業権対象魚種としている漁業権者の多くは、これまで養鰻業者等からウナギを調達してこれを放流することでこの増殖義務を果たしている。

一方で、近年のニホンウナギの稚魚の不漁に伴い、池入種苗の不足を補うため、東南アジアに生息するビカーラ種やアメリカに生息するロストラータ種等、ニホンウナギ以外のウナギ（以下「異種ウナギ」という。）の稚魚を輸入して養殖する動きが見られており、増殖義務を果たすためにこれら異種ウナギを調達・放流する可能性が生じている。

しかしながら、これまでニホンウナギを対象魚種としている漁業権については、異種ウナギを放流しても増殖義務を果たしていると言えない。

また、このような異種ウナギが放流された場合、寄生虫や病原菌が持ち込まれたり、生息場所や餌の競合からニホンウナギの生息が脅かされたりする危険性があることから、各漁業権者が放流によって増殖義務を果たすために養鰻業者等からウナギを調達する際には、異種ウナギが混入していないことを十分に確認し、異種ウナギが放流されることのないよう、関係者へ指導されたい。

なお、ニホンウナギの漁獲量が長期的に低水準にあることを踏まえ、例えば、堰堤等により移動が妨げられている滞留魚の汲上げ放流や汲下ろし放流、人工芝マットや石倉を利用した簡易魚道の設置を行う等、従来の手法に囚われることなく、これまで以上に増殖行為の多様化・効率化に取り組まれるよう、漁業権者に対し指導・助言されたい。

採捕の許可について

令和3年11月22日
茨城県農林水産部漁政課

茨城県内水面漁業調整規則第30条に基づく水産動植物の採捕の許可のうち、本年度許可期間が満了する以下の漁具漁法については、現行の取扱要領に基づき更新又は新規許可の発給作業を行う。

1 ぼらまき網

(1) 現行許可の概要

許可する統数	最高6件								
採捕区域	茨内共第1号共同漁業権漁場内								
採捕期間	6月1日～翌年2月末日								
許可有効期間	平成31年1月1日～令和3年12月31日								

(2) 許可件数の推移 (H25～R3) ※R3年は10月末現在

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3※
はさき	6	6	6	6	6	6	6	6	6

(3) 採捕状況 ※R3年10月聞き取りのため、9月までの実績

期 間	R1.6.1～ R2.2.29	R2.6.1～ R3.2.28	R3.6.1～ R3.9.30※
採捕日数 (人・日)	—	—	—
採捕重量 (kg)	—	—	—

(4) 要望等 (漁協聞き取り)

現許可期間中の操業は無かったが、漁業経営上の営漁手段として今後、ぼらまき網の操業を行う可能性があるため、採捕許可の更新を要望する。

2 流しさし網

(1) 現行許可の概要

許可する統数	最高86件		
採捕区域	茨内共第1号共同漁業権漁場内		
採捕期間	周年		
許可有効期間	平成31年1月1日～令和3年12月31日		

(2) 許可件数の推移 (H25～R3) ※R3年は10月末現在

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3※
はさき	73	73	73	73	73	71	68	65	65

(3) 採捕状況 ※R3年10月聞き取りのため、9月までの実績

期 間	H31. 1. 1～ R1. 12. 31	R2. 1. 1～ R2. 12. 31	R3. 1. 1～ R3. 9. 30※
採捕日数 (人・日)	—	—	—
採捕重量 (kg)	—	—	—

(4) 要望等 (漁協聞き取り)

現許可期間中の操業は無かったが、漁業経営上の営漁手段として今後、流し網の操業を行う可能性があるため、採捕許可の更新を要望する。

3 かにかご

(1) 基本情報

許可する統数	漁場利用状況等に応じ決定 ※那珂川第一及び那珂川漁協から同意を得た者には、「かにかご」の許可減に見合う「かにかご」の新規許可を行う
採捕区域	茨内共第13号共同漁業権漁場内
採捕期間	11月1日から翌年5月31日まで
許可有効期間	平成31年4月1日～令和4年3月31日

(2) 許可件数の推移 (H25～R3) ※R3年は10月末現在

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3※
那珂川第一	16	16	16	15	15	15	12	12	12
那珂川	4	4	4	7	7	7	13	13	13

(3) 採捕状況

①那珂川第一

期 間	H30. 11. 1～ R1. 5. 31	R1. 11. 1～ R2. 5. 31	R2. 11. 1～ R3. 5. 31
採捕日数 (人・日)	127	157	162
採捕重量 (kg)	80.6	69.2	77.5

②那珂川

期 間	H30. 11. 1～ R1. 5. 31	R1. 11. 1～ R2. 5. 31	R2. 11. 1～ R3. 5. 31
採捕日数 (人・日)	90	137	220
採捕重量 (kg)	110	122	179

(4) 要望等（漁協聞き取り）

引き続き、現行の内容で許可を要望したい。（那珂川第一、那珂川）

4 かに網

(1) 現行許可の概要

許可する統数	漁場利用状況等に応じ決定 ※那珂川第一及び那珂川漁協から同意を得た者には、「かにかご」の許可減に見合う「かに網」の新規許可を行う
採捕区域	茨内共第13号共同漁業権漁場内
採捕期間	12月1日から翌年5月31日まで
許可有効期間	平成31年4月1日～令和4年3月31日

(2) 許可件数の推移 (H25～R3) ※R3年は10月末現在

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3*
那珂川第一	22	22	22	22	22	22	22	22	22
那珂川	94	94	94	78	78	78	70	70	70

(3) 採捕状況

①那珂川第一

期 間	H30.12.1～ R1.5.31	R1.12.1～ R2.5.31	R2.12.1～ R3.5.31
採捕日数（人・日）	536	622	568
採捕重量(kg)	1,014	1,327	1,160

②那珂川

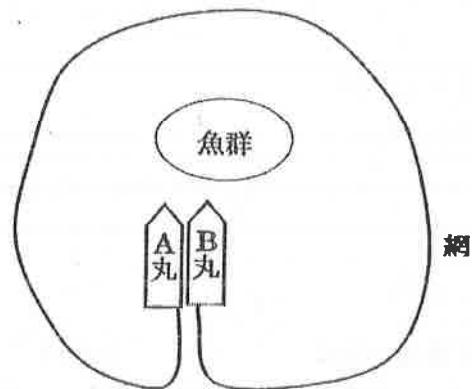
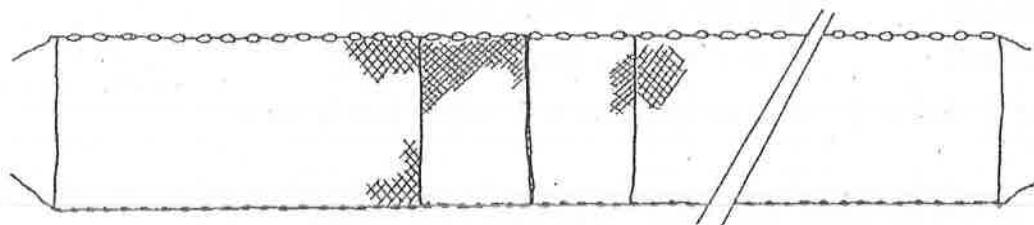
期 間	H30.12.1～ R1.5.31	R1.12.1～ R2.5.31	R2.12.1～ R3.5.31
採捕日数（人・日）	1,050	1,075	1,155
採捕重量(kg)	1,477	1,182	1,785

(4) 要望等（漁協聞き取り）

引き続き、現行の内容で許可を要望したい。（那珂川第一、那珂川）

ばらまき網

漁具の構造：長さ150～200m、網丈2.5mの帶状の網、中央の魚捕網の目合は40mm程度、その他の目合は50mmで、上部には浮子、下部に沈子がついている。



漁法：2隻の船が、それぞれ片網ずつ持ち、投網時に中央部をつなぎ合わせてから、各船が魚群のまわり投網する。

盛漁期：1～2月

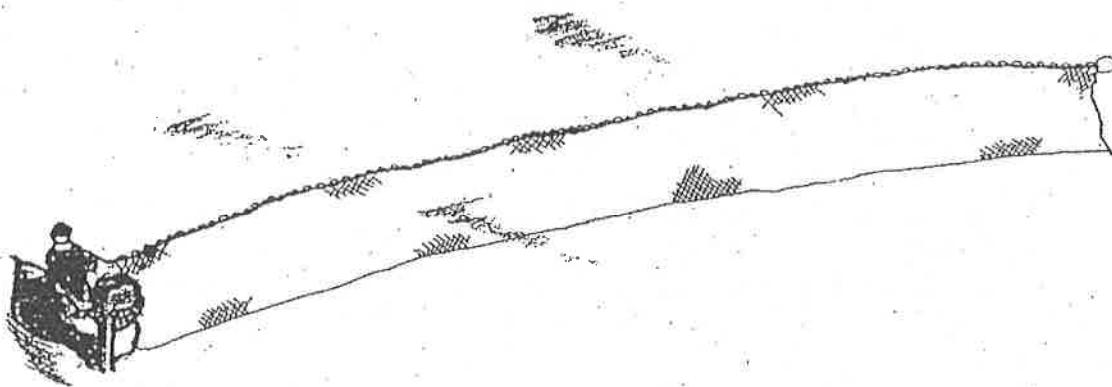
対象魚：ばら

主な漁場：利根川

流しさし網

漁具の構造： 網地はナイロン、テグスのさし網で、網の長さは90m、網丈は6m程度である。

浮子綱には、最大径10cmほどの浮子を計270個ほど使用し、重しとして直径3cmほどの沈子を用いる。



漁法： 上流の川岸から流し網の先端に浮標をつけ、網が川を横断するように水中に入れ、下流側に流す。10分ほど流した後、網を揚げて魚を捕りこむ。

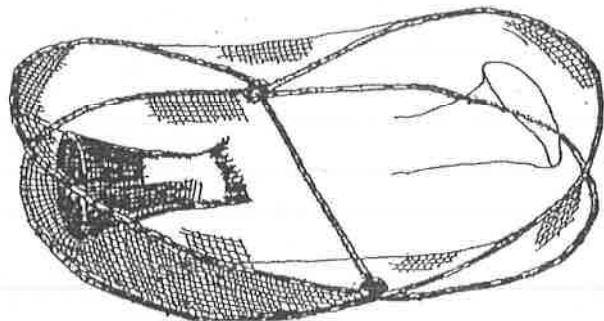
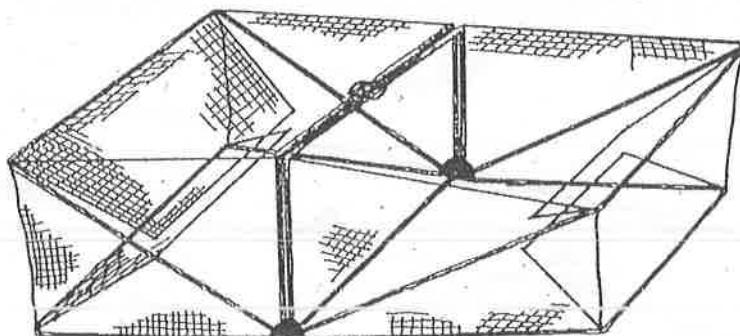
漁期： 6～9月

主な漁場： 利根川

かにかご

漁具の構造： 金属の枠（縦50cm、横100cm、高さ25cm）とこれに目合10~15mmのナイロン網を張りめぐらし、左右にはかえしがついている入口がある。中央部はがま口状に開閉するようにできている。

このほか、長半円形の折りたたむことのできるものもある。



漁法： かごの中にかつおの頭や内臓などの餌を入れ、川のみおすじやトロ場に設置し、2~3日後に揚げる。

漁期： 11~5月

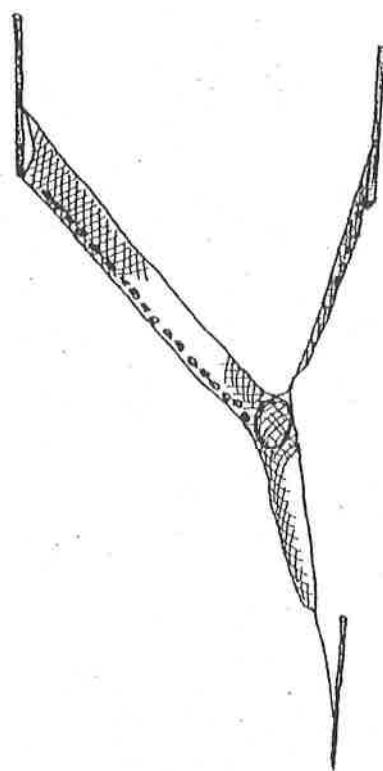
対象魚： もくずがに

主な漁場： 那珂川

参考事項： 最近は市販されているかにかごを使用することが多いが、自作の漁具を使うこともある。1例をあげると、前述の雑魚筌のタイプで、かにが入りやすくかえしを改良したものや、太い針金で徳利形の枠をつくり、金網を張り、餌を入れたり、かにをとり出すところをナイロン網で覆うものなどがある。

かに網

漁具の構造：袖網と袋網からなり、袖網には浮子、沈子はなく、網を丸太または竹などで設置し、袖の下部には多くの石を置く。袋網の入口は小供用自転車のリム（径30～20cm）を使って開く。袖網の長さは両袖で15～20m、目合は1目5cm前後、太さは10号、袋網は、長さ2m、目合3.5cm、太さは8号を使用する。



漁 法：増水時に、袖網を4～6m開き、袋網を下流に向けて水深90cm程度のところに設置する。流れてくるごみをよけるため、少し離れた位置にごみよけを張る場合がある。

漁 期：12～5月

対象魚：もくずがに

主な漁場：那珂川

まき網のうちばらまき網による採捕の許可に関する取扱要領

まき網のうちばらまき網(以下「本漁業」という)による採捕の許可については、茨城県内水面漁業調整規則の規定によるほか、この取扱要領の定めるところによる。

1 許可する統数

許可の最高限度は6件とする。

2 許可の基準

(1) 許可の対象者

茨内共第1号共同漁業権者の同意を得ている者が、本漁法による採捕の許可を申請した場合において、次の各号のいずれかに該当する者は、許可をする。

ア 現に、本漁法による採捕の許可を受有し、かつ、採捕の実績を有する者

イ 知事が特に認めた者

(2) 許可をしない場合

次に該当する場合は許可しない。

ア 同一人が2件以上の申請を行った場合

3 許可の有効期間

3年とする。ただし、許可の有効期間内に新規の許可をした場合は、その残存期間とする。

4 許可の条件

(1) 採捕区域は、茨内共第1号共同漁業権漁場区域内とする。

(2) 採捕期間は、6月1日から翌年2月末日までとする。

(3) 採捕に従事する者以外の者に採捕をさせてはならない。

(4) 他の漁業の妨害をしてはならない。

(5) 船舶の航行を妨げてはならない。

付則

この取扱要領は、平成3年11月30日から施行する。

付則

この取扱要領は、令和2年12月1日から施行する。

さし網のうち流しさし網による採捕の許可に関する取扱要領

さし網のうち流しさし網(以下「本漁業」という)による採捕の許可については、茨城県内水面漁業調整規則の規定によるほか、この取扱要領の定めるところによる。

1 許可する統数

許可の最高限度は 86 件とする。

2 許可の基準

(1) 許可の対象者

茨内共第 1 号共同漁業権者の同意を得ている者が、本漁法による採捕の許可を申請した場合において、次の各号のいずれかに該当する者は、許可をする。

ア 現に、本漁法による採捕の許可を受有し、かつ、採捕の実績を有する者

イ 本漁法の採捕を廃止する者がある場合においてその廃止に見合う範囲内で所属組合長から推薦を受けた者

ウ 知事が特に認めた者

(2) 許可をしない場合

次に該当する場合は許可しない。

ア 同一人が 2 件以上の申請を行った場合

3 許可の有効期間

3 年とする。ただし、許可の有効期間内に新規の許可をした場合は、その残存期間とする。

4 許可の条件

(1) 採捕区域は、茨内共第 1 号共同漁業権漁場区域内とする。

(2) 採捕期間は、1 月 1 日から 12 月 31 日までとする。

(3) 採捕に従事する者以外の者に採捕をさせてはならない。

(4) 他の漁業の妨害をしてはならない。

(5) 船舶の航行を妨げてはならない。

付則

この取扱要領は、平成 3 年 11 月 30 日から施行する。

付則

この取扱要領は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。

かにかごによる採捕の許可に関する取扱要領

かにかご（以下「本漁法」という）による採捕の許可については、茨城県内水面漁業調整規則の規定によるほか、この取扱要領の定めるところによる。

1 許可をする統数

許可の統数は、漁場利用状況等に応じ決定するものとする。

2 許可の基準

(1) 許可の対象者

次の各号のいずれかに該当する者は、許可をする。

ア 茨内共第13号共同漁業権者のいずれにも同意を得ている者が、本漁法による採捕の許可を申請した場合

イ 知事が特に認めた場合

(2) 許可をしない場合

次の各号のいずれかに該当する場合は許可しない。

ア 同一人が2件以上の申請を行った場合

イ 同一人がかに網の許可申請を行った場合

3 許可の有効期間

3年とする。ただし、許可の有効期間内に新規の許可をした場合は、その残存期間とする。

4 許可の条件

(1) 採捕区域は、茨内共第13号共同漁業権漁場区域内とする。

(2) 採捕期間は、11月1日から翌年5月31日までとする。

(3) 採捕に従事する者以外の者に採捕をさせてはならない。

(4) 使用できるかにかごの数は、最大30個以内でなければならない。

(5) 船舶の航行を妨げてはならない。

付則

この取扱要領は、平成4年3月5日から施行する。

付則

この取扱要領は、令和2年12月1日から施行する。

ふくろ網のうちかに網による採捕の許可に関する取扱要領

ふくろ網のうちかに網（以下「本漁法」という）による採捕の許可については、茨城県内水面漁業調整規則の規定によるほか、この取扱要領の定めるところによる。

1 許可をする統数

許可の統数は、漁場利用状況等に応じ決定するものとする。

2 許可の基準

(1) 許可の対象者

次の各号のいずれかに該当する者は、許可をする。

ア 茨内共第13号共同漁業権者のいずれにも同意を得ている者が、本漁法による採捕の許可を申請した場合

イ 知事が特に認めた場合

(2) 許可をしない場合

次の各号のいずれかに該当する場合は許可しない。

ア 同一人が2件以上の申請を行った場合

イ 同一人がかにかごの許可申請を行った場合

3 許可の有効期間

3年とする。ただし、許可の有効期間内に新規の許可をした場合は、その残存期間とする。

4 許可の条件

(1) 採捕区域は、茨内共第13号共同漁業権漁場区域内とする。

(2) 採捕期間は、12月1日から翌年5月31日までとする。

(3) 採捕に従事する者以外の者に採捕をさせてはならない。

(4) かに網の両袖の長さは18メートル以内でなければならない。

(5) かに網は1人1ヶ統でなければならない。

(6) 漁具の敷設中は、許可番号、氏名を記した1辺が15センチメートル以上の木札を水面から1メートル以上の高さに表示しなければならない。

(7) 船舶の航行を妨げてはならない。

付則

この取扱要領は、平成4年3月5日から施行する。

付則

この取扱要領は、令和2年12月1日から施行する。